

目次

- 第1章 総則（第1条～第16条）
- 第2章 家庭的保育事業・小規模保育事業C型（第17条・第18条）
- 第3章 小規模保育事業A型・B型（第19条～第21条）
- 第4章 小規模型事業所内保育事業（第22条～第25条）
- 第5章 保育所型事業所内保育事業（第26条・第27条）
- 第6章 居宅訪問型保育事業（第28条・第29条）
- 第7章 雑則（第30条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定に基づき設置する家庭的保育事業等が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第29条第1項の確認を受けて運営を行う場合に、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号。以下「認可基準条例」という。）及び川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第36号。以下「運営基準条例」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、その設備及び運営の内容を向上させ、もって利用乳幼児の心身の健全な育成を図るために、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱で使用する用語の定義は児童福祉法、支援法、認可基準条例及び運営基準条例で使用する用語の例による。

（定員）

第3条 家庭的保育事業等の利用定員及びその歳児別内訳は、施設の規模や当該地域の保育需要等を考慮して、設置者と市との協議の上、支援法等に定めるところにより、決定するものとする。

2 家庭的保育事業等における保育の提供に当たっては、利用定員及びその歳児別内訳に従って行うことを基本とするが、認可基準条例に定める設備及び職員配置の基準等を逸脱しない範囲において、運営基準条例第48条ただし書に定めるところにより、利用定員を超えて保育の提供を行うことができるものとする。ただし、連続する過去5年の期間常に利用者数が利用定員を超え、かつ、各年度の年間平均の利用率が120%以上の場合は、認可定員及び利用定員の見直しを協議するものとする。

3 認可定員及び利用定員の変更は、支援法等に定めるもののほか、設置者と市の事前の協議を要するものとし、当該事前の協議は、原則として、変更を希望する年度の前年度8月までに行うものとする。

（受入年齢）

第4条 家庭的保育事業等の受入年齢は、原則として、生後5か月からの受入れとする。ただし、設置者の申請により、市との協議の上、生後43日目から5か月未満又は生後6か月以降からの受入れをすることができるものとする。

- 2 前項の規定において、受入年齢の変更は、設置者と市との事前の協議を要するものとし、当該事前の協議は、原則として、変更を希望する年度の前年度の8月までに行い、家庭的保育事業等の職員体制等を考慮して決定するものとする。

(連携施設)

第5条 認可基準条例第8条及び運営基準条例第42条に規定する連携施設の設定は、設置者が同一法人内で確保できる場合を除き、市が調整の上、行うものとする。

- 2 家庭的保育事業者等は、連携施設と協議の上、連携協力に係る具体的な内容を決定するものとする。
- 3 家庭的保育事業者等及び連携施設は、連携協力の確実な履行を担保するため、協定等を締結するものとし、家庭的保育事業者等、連携施設及び市は、それぞれ連携施設の設定に関する情報を公表するものとする。

(利用乳幼児の健康管理)

第6条 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この条及び第8条において同じ。）の嘱託医は、市が公益社団法人川崎市医師会と協議した上で、原則として連携施設の嘱託医と同一の医師に委嘱するものとする。

- 2 認可基準条例第18条第1項に規定する利用乳幼児の健康診断の実施は、原則として、連携施設の健康診断の実施と合わせて行うものとする。なお、利用開始時の健康診断は、利用開始前に行うものとする。
- 3 利用開始時の健康診断は、家庭的保育事業等を新規に利用する全ての乳幼児が受診するものとし、定期の健康診断は、家庭的保育事業等（家庭的保育事業を除く。）の利用乳幼児については原則6か月に1回、家庭的保育事業の利用乳幼児については原則2か月に1回受診するものとする。ただし、概ね6月に行う定期の健康診断は、プール前健康診断として、全ての利用乳幼児が受診できるよう努めるものとする。
- 4 市は、嘱託医の意見を踏まえ、別に定める利用乳幼児の健康管理上の事項を川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）に付議するものとする。
- 5 家庭的保育事業者等は、歯科検診を年1回実施するものとし、原則として、連携施設の歯科検診と合わせて行うよう連携施設と調整するものとする。
- 6 家庭的保育事業等にあつては、投薬は原則、行わないものとする。ただし、健康管理委員会において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合に限り、抗けいれん剤やエピペン等の投薬を実施できるものとする。
- 7 家庭的保育事業等における乳幼児突然死症候群の予防のため、利用乳幼児の睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、利用乳幼児は仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講じるものとする。

(職員の健康管理)

第7条 設置者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定めるところにより、家庭的保育事業等に従事する職員に対し、雇入れ時及び定期の健康診断を行うものとする。

- 2 調理又は調乳に従事する全ての職員は、雇入れ時は当該業務に従事する前に、雇入れ後は毎

月、検便を行い、異常がないことを確認するものとする。

(給食)

第8条 家庭的保育事業等（認可基準条例附則第2項に規定する家庭的保育事業等を除く。）における給食は、主食及び副食を提供するものとする。

2 家庭的保育事業等において、利用乳幼児に給食を提供するときは、認可基準条例第16条第2項に定めるところにより、その発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮して、離乳食、除去食、配慮食等の対応をできる限り行うものとする。

3 家庭的保育事業等における除去食の提供にあたっては、健康管理委員会において、医学上、必要と認められたものについて行うものとし、誤食等の事故防止に努めるものとする。

4 家庭的保育事業等における認可基準条例第16条第3項に規定する献立の作成にあたっては、必要に応じて、本市から提供する統一献立を参考とするものとする。

5 家庭的保育事業等における給食等の提供にあたっては、必ず、事前に検食を実施するものとする。

(障害児保育)

第9条 家庭的保育事業等にあつては、障害児の受入れを実施するものとする。ただし、家庭的保育事業及び小規模保育事業C型にあつては、施設の職員体制のもとで保育が可能な者について受入れを実施するものとする。

2 障害児の受入れの可否は、各家庭的保育事業等の嘱託医による入園前健康診断と健康管理委員会の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定するものとする。

3 障害児の受入れにあたり、配置基準上の職員体制では、受入れが困難な場合には、職員の加配を行うものとする。

(ならし保育の取扱い)

第10条 ならし保育の保育時間は、利用乳幼児が家庭的保育事業等に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとし、保護者の就労環境等も考慮の上、実施期間が長くないよう配慮するものとする。

(事故報告)

第11条 家庭的保育事業者等は、認可基準条例第24条第2項等に規定する利用乳幼児に係る事故が発生した場合は、医療機関を受診する等、特に市への連絡を要すると判断されるものについては、速やかに市への報告を行うものとする。

2 家庭的保育事業者等は、事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、責任賠償保険等に参加するものとする。

(災害対策及び防犯対策)

第12条 家庭的保育事業者等は、認可基準条例第23条に規定する非常災害対策、施設設備面における安全確保、屋外活動における安全確認等の日常の安全管理及び、不審者情報等に対応するための緊急体制の整備等の防犯上の対策を講じるものとする。

(虐待等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に虐待が疑われ、又は認められる場合は、速やかに、市、福祉事務所、児童相談所等の関係機関に連絡又は通告するとともに、その指示に従って、必要な対応を行うものとする。

(保護者との連絡)

第14条 家庭的保育事業等における認可基準条例第29条に規定する保護者との連絡は、登降園

時の確認報告のほか、連絡帳の活用、保育参観、個人面談、クラス懇談会等を通じて行うものとする。

(規程)

第15条 家庭的保育事業者等は、認可基準条例第19条及び運営基準条例第20条に規定する運営規程のほか、当該施設及び施設の職員に適用する就業規則、給与規程、経理規程等を整備するものとする。ただし、家庭的保育事業及び小規模保育事業C型にあつては、就業規則、給与規程、経理規程等のうち必要な規程等を整備するものとする。

(会計等)

第16条 家庭的保育事業者等は、運営基準条例第50条により準用された第33条に規定する区分経理のほか、家庭的保育事業等を行う事業所ごとに独立した区分を設け、本市の会計年度と合致させた予算書、収支計算書又は損益計算書、当該収支計算書又は損益計算書の明細書、積立金・積立資産明細書及び貸借対照表を作成するものとする。ただし、企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、当該区分に係る借入金明細書及び基本財産その他の固定資産（有形固定資産）の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする。

2 前項に規定する予算書等の財務会計書類の提出は、予算書については、毎会計年度開始後3月以内に、予算書を除く財務関係書類については、毎会計年度終了後3月以内に、法人全体の直近の貸借対照表、収支計算書又は損益計算書及び家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書と併せて提出するものとする。

第2章 家庭的保育事業・小規模保育事業C型

(職員)

第17条 家庭的保育者の資格要件については、認可基準条例第26条第2項に定めるほか、次の各号による。

(1) 家庭的保育者は、原則として年齢が65歳以下の者であつて、5年以上の事業の継続を見込むことができるものとする。

(2) 認可基準条例第26条第2項に規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」とは、看護師、准看護師又は幼稚園教諭のいずれかの免許又は資格を有し、3歳未満児の保育又は看護の実務経験が2年以上ある者をいう。

2 小規模保育事業C型における家庭的保育補助者は、家庭的保育者の休暇等の場合の保育体制を確保するため、保育士、看護師、准看護師又は幼稚園教諭のいずれかの免許又は資格を有する者を1人以上配置するものとする。

3 認可基準条例第26条第1項及び第38条第1項に規定する調理員は、家庭的保育者1人が保育する利用乳幼児が3人以下の場合には、家庭的保育補助者が兼ねることができるものとする。

(開所日等)

第18条 家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を行う事業所の開所日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日とする。

2 開所時間は、8時30分から17時までとし、中心となる保育時間帯（以下「コアタイム」という。）は、8時30分から16時30分までとする。

第3章 小規模保育事業A型・B型

(職員)

第19条 小規模保育事業A型及びB型においては、認可基準条例第32条第1項又は第35条第1項に規定する職員のほか、原則として、保育士資格を有する管理者を置くものとする。

2 認可基準条例第32条第2項に規定する保育士及び第35条第2項に規定する保育従事者の数の算定式は、次のとおりとする。

(1) 配置基準上保育士及び保育従事者数

$\{1\text{歳児及び}2\text{歳児の数} \times 1 / 6 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{0\text{歳児数} \times 1 / 3 \text{ (同)}\} + \{3\text{歳児数} \times 1 / 1.5 \text{ (同)}\} + \{4\text{歳児及び}5\text{歳児の数} \times 1 / 2.5 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点以下四捨五入)}$

(2) 小規模保育事業B型における配置基準上保育士数

$\text{配置基準上保育従事者数} \times 1 / 2 \text{ (小数点以下四捨五入)}$

3 認可基準条例第35条に規定する市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者は、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。

4 保育士及び保育従事者の配置については、公定価格上の保育士比率向上加算を活用し、保育士の割合の向上に努めるものとする。

5 第2項第1号の規定により算定された配置基準上の保育士数及び保育従事者数が1人の場合には、最低2人以上の保育士又は保育従事者を配置しなければならない。

6 第2項第1号の規定により算定された配置基準上保育士数及び保育従事者数については、原則として常勤の職員をもって充てるものとする。ただし、これによりがたい場合は、市との協議により、一部について短時間勤務職員を常勤職員に換算することができる。

7 安定した保育体制を確保するため、第2項の規定により算定された保育士数及び保育従事者数に加え、各施設に常勤の年休代替保育士を1人配置するよう努めるものとする。

8 認可基準条例附則第6項及び第8項に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者は、保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。

9 小規模保育事業A型及びB型が提供する保育の充実を図るため、看護師等及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めるものとする。ただし、看護師等を配置した場合には、認可基準条例第32条第2項及び第35条第2項に規定する保育士の数及び第5項に規定する保育士の数に当該看護師等を1人まで含めることができるものとし、栄養士又は管理栄養士を配置した場合には、当該栄養士又は管理栄養士を認可基準条例第32条及び第35条に規定する調理員とみなすことができるものとする。

10 調理業務の全部を委託する小規模保育事業A型及びB型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業A型及びB型においても、栄養士又は管理栄養士を配置した場合には、前項ただし書と同様の取扱いとする。

(開所時間及び土曜日の取扱い)

第20条 認可基準条例第33条第2項に規定する開所時間は、7時から18時まで又は7時30分から18時30分までのいずれかとする。

- 2 利用希望者がある場合は、土曜の保育を実施するものとする。
- 3 土曜の保育の実施にあたっては、あらかじめ利用者と十分な連絡調整を行い、その円滑な実施が図られるように努めるものとする。

(保育時間)

第21条 小規模保育事業A型及びB型におけるコアタイムは、8時30分から16時30分まで又は9時から17時までのいずれかとする。

- 2 認可基準条例第27条に規定する保育時間の設定は、福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、保育標準時間認定の場合は前条第1項の開所時間の範囲内で、保育短時間認定の場合は前項のコアタイムの範囲内で行うものとする。

第4章 小規模型事業所内保育事業

(閉所日)

第22条 小規模型事業所内保育事業における閉所日は、市と協議の上、定めるものとする。

(従業員枠の利用定員の弾力化)

第23条 小規模型事業所内保育事業の地域枠に対する利用調整の結果、地域枠の定員に空きがある場合については、従業員枠の定員超過分について、地域枠を活用した弾力的な受入れを認めるものとする。

(準用)

第24条 第19条から第21条までの規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。

この場合において、第19条及び第21条中「小規模保育事業A型及びB型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と読み替えるものとする。

第25条 認可基準条例第51条に規定する市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者は、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。

第5章 保育所型事業所内保育事業

(職員)

第26条 保育所型事業所内保育事業においては、認可基準条例第48条第1項に規定する職員のほか、原則として、保育士資格を有する管理者を置くものとする。

- 2 認可基準条例第48条第2項に規定する保育士数の算定式は、次のとおりとする。

配置基準上の保育士数

$$\{1\text{歳児及び}2\text{歳児の数} \times 1 / 6 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \\ + \{0\text{歳児数} \times 1 / 3 \text{ (同)}\} + \{3\text{歳児数} \times 1 / 15 \text{ (同)}\} + \{4\text{歳児及び}5\text{歳児の数} \times 1 / 25 \text{ (同)}\} \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

- 3 前項の規定により算定された配置基準上の保育士数は、原則として常勤の職員をもって充てるものとする。ただし、これによりがたい場合は、市との協議により、一部について短時間勤務職員を常勤職員に換算することができる。

- 4 保育士は、第2項に定めるもののほか、利用定員が20人以上の施設について1人を、保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設について1人をそれぞれ常勤で配置するものとする。ただし、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項に

について（平成 27 年 3 月 31 日 3 府省局長連名通知）に定める常勤換算を行えるものとする。

- 5 第 2 項及び前項に定めるもののほか、休憩休息保育士として第 2 項に規定する保育士の数を 4 で除して小数点以下切上げとした人数を、年休代替保育士として各施設 1 人をそれぞれ常勤で配置するよう努めるものとする。
- 6 認可基準条例附則第 6 項及び第 8 項に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者は、保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で 1 年以上ある者、又は家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。
- 7 調理員は、1 人以上を常勤で配置するものとする。なお、調理業務を全部委託する場合であっても、同様とする。
- 8 保育所型事業所内保育事業が提供する保育の充実を図るため、認可基準条例第 48 条第 1 項各号に規定する職員のほか、看護師等及び栄養士又は管理栄養士をそれぞれ各施設に 1 人以上、常勤で配置するよう努めるものとする。ただし、看護師等を配置した場合には、当該看護師等を認可基準条例第 48 条第 2 項に規定する保育士の数及び第 4 項に規定する保育士の数に 1 人まで含めることができるものとし、栄養士又は管理栄養士を配置した場合には、当該栄養士又は管理栄養士を前項の調理員とみなすことができるものとする。
- 9 調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においても、栄養士又は管理栄養士を配置した場合には、前項ただし書と同様の取扱いとする。

（準用）

第 27 条 第 20 条から第 23 条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 21 条中「小規模保育事業 A 型及び B 型」並びに第 22 条及び第 23 条中「小規模型事業所内保育事業」とあるのは「保育所型事業所内保育事業」と読み替えるものとする。

第 6 章 居宅訪問型保育事業

（職員）

第 28 条 居宅訪問型保育事業に従事する家庭的保育者の資格要件については、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、障害児入所（通所）施設、乳幼児の居宅介護、医療機関（訪問看護サービス等を含む）等において、おおむね 1 年以上従事した経験を有する者であって、次に掲げるいずれかのものであること。

ア 保育士

イ 訪問介護員（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスに該当する訪問介護等の提供に当たる介護福祉士または同法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。）

ウ 居宅介護従事者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）第 1 条各号に掲げる者をいう。）

エ 看護師・准看護師

オ 助産師

カ 幼稚園教諭

キ 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第

21 条第 6 項に規定する児童指導員をいう。)

(開所日等)

第 29 条 居宅訪問型保育事業の開所日は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除いた日とする。

2 開所時間は、1 日 8 時間を原則として、利用乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、あらかじめ保護者と居宅訪問型保育事業者との協議の上、居宅訪問型保育事業者が定めるものとする。

第 7 章 雑則

(その他)

第 30 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。